

令和8年度知事会見字幕修正等業務委託仕様書

1 業務の目的

聴覚障がい者や高齢者等に県政の情報を分かりやすく発信するため、音声認識アプリ「UDトーク」を利用し、宮崎県知事記者会見（以下「記者会見」という。）等のインターネット配信映像に字幕を付与する。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

受託者は下記の業務を実施すること。

(1) 音声認識アプリ「UDトーク」ライセンスの提供

記者会見において、「UDトーク」を利用できる環境を提供すること。

(2) リアルタイム字幕付き YouTube ライブ配信

委託者が実施する記者会見の YouTube ライブ配信の動画データと、「UDトーク」の字幕情報を、動画配信ソフト上で合成させ、YouTube 上で配信することにより、リアルタイム字幕付き YouTube ライブ配信を実施すること。

なお、リアルタイム字幕付き YouTube ライブ配信用 URL は委託者が設定するが、字幕情報の取得、修正及び字幕付き配信に係る業務は受託者が実施すること。

(3) 字幕情報修正作業

委託者が指定する記者会見の実施時に、字幕情報の修正作業を行うこと。また、修正作業を円滑に行うため、専門用語等の辞書登録を行うこと。

(4) アーカイブ用字幕データ作成作業

記者会見終了後、速やかに、「UDトーク」に記録された字幕情報を委託者へ提出すること。また、アーカイブ動画用タイムコード等を付加した字幕データ及び辞書登録内容を委託者に提出すること。

4 記者会見の実施日時等

(1) 実施日時

記者会見は、毎月1回程度、原則として午前11時から1時間程度実施する（ただし、日時の変更又は臨時の記者会見を実施する場合もある（閉庁時間外、土日・祝日・年末年始休暇等も含む））。

(2) 実施回数

受託者は、3に規定する業務を委託期間の間に15回を上限として実施すること。なお、実施する記者会見は、委託者が別途指定する。

5 成果報告

受託者は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書を委託者へ提出すること。

6 その他

- (1) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (2) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。